

令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合

教育委員会（定例会）会議録

日時 令和2年4月10日（金）午後1時30分～午後1時42分

場所 羽村・瑞穂地区第2学校給食センター会議室

出席者の氏名 5名

教育長 桜沢 修、教育長職務代理者 鳥海 俊身、委員 塩田 真紀子、
委員 永井 英義、委員 村上 豊子

欠席者 なし

傍聴者 なし

出席した職員の職・氏名

事務局長 石田 哲也、給食課長 峯岸 清、管理給食係長 瀧島 淳介

組織市町教育委員会の出席者の職・氏名

羽村市教育委員会生涯学習部参事 佐藤 晴美

羽村市教育委員会生涯学習部教育課長 西尾 洋介

瑞穂町教育委員会教育部長 小峰 芳行

瑞穂町教育委員会学校教育課長 友野 裕之

議事日程

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議席の指定について

日程第3 会議録署名委員の指名について

日程第4 議案第4号 羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則を
廃止する規則

日程第5 報告事項 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費
不納欠損処分について

会議経過

○教育長 ただいまの出席者は、5名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会（定例会）を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

〔日程第1〕

○**教育長** 仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいまご着席の議席とします。

〔日程第2〕

○**教育長** 議席の指定を行います。羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第6条により、委員の議席は、委員の任命があったつど、教育長が会議に諮って、これを指定すると規定されています。

議席につきましては、ただいまご着席の議席といたしますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**教育長** ご異議なしと認めます。よって、議席につきましては、ただいまご着席の議席に指定します。

〔日程第3〕

○**教育長** 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会会議規則第27条の規定により、教育長において、永井英義委員を指名します。よろしくお願いします。

〔日程第4〕

○**教育長** 議案第4号、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○**事務局長** 教育長。

○**教育長** 事務局長。

○**事務局長** 議案第4号、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則についてご説明いたします。

本案は、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会の設置につきまして、地方自治法第138条の4第3項に基づく教育委員会の附属機関として整理し、審議会委員については、地方公務員法第3条第3項第2号の特別職の非常勤職員であることを明確にするため、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会条例の制定につきまして、本年2月27日に開催されました令和2年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会（定例会）に上程し、可決されましたことから、現行の羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則について廃止しようとするものです。

なお、施行日につきましては、現在、委嘱しております運営審議会委員の任期が令和2年5月31日をもって満了となることから、6月1日から施行しよ

うとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了します。

お諮りします。

議案第4号、羽村・瑞穂地区学校給食センター運営審議会規則を廃止する規則について、原案のとおり廃止することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、原案のとおり承認することに決定しました。

〔日程第5〕

○教育長 報告事項、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分についてを議題とします。事務局から報告をお願いします。

○給食課長 教育長。

○教育長 給食課長。

○給食課長 令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分について、ご説明いたします。

お手元に配付いたしました報告事項「令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分について」をご覧ください。

この不納欠損処分につきましては、報告事項資料「羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分(内規)」に基づき、記載金額につきまして処分を行ったものでございます。

不納欠損処分の内容でございますが、「1 不納欠損額」は、10世帯27件で、合計57万4,279円でございます。

内訳ですが、「(1) 構成市町別内訳」では、羽村市が、4世帯12件で、不納欠損額は28万4,400円、瑞穂町が、6世帯15件で、不納欠損額は28万9,879円でございます。

「(2) 小・中学校別内訳」ですが、小学校は、瑞穂町が23万5,900円でございます。中学校は、羽村市が28万4,400円、瑞穂町が5万3,979

円で、計 33万8,379円でございます。

「(3) 不納欠損額年度別内訳」では、平成16年度から平成25年度までで、各年度の金額につきましては、記載のとおりでございます。

「2 不納欠損理由」でございますが、内規2(1)納入義務者の居住が確認できないものに該当する世帯は、2世帯、2万8,350円で、平成22年度と平成24年度の債権でございます。いずれも転出先の自治体に公用請求を行っても「該当なし」となり、居住が確認できないものでございます。

同じく内規2(2)「納入の意思が確認できないもの」に該当する世帯は、8世帯、54万5,929円で、うち6世帯は、訪問のほか再三にわたり催告書を送付しても接触ができない債権で、平成16年度から平成25年度の債権でございます。その他の2世帯は、不登校で給食を止めたなどと主張し、納入の意思が確認できない世帯で、平成22年度及び平成24年度の債権です。

「3 不納欠損日」は、令和2年3月31日でございます。

以上で、報告事項、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分についての説明とさせていただきます。

○教育長 以上で報告が終わりました。これより質疑を行います。なにか質疑ございますでしょうか。

○永井委員 教育長。

○教育長 永井委員。

○永井委員 不登校のために給食を停めたという理由があったのですが、不登校なので停めるということはできるのでしょうか。

○給食課長 教育長。

○教育長 給食課長。

○給食課長 お答えいたします。不登校につきましては、本人からの申し出で給食を停めることは可能でございます。以上です。

○永井委員 教育長。

○教育長 永井委員。

○永井委員 今のケースというのは、停める手続をしていたということですか。正当な手続をされていたということですか。

○給食課長 教育長。

○教育長 給食課長。

○給食課長 お答えいたします。1件につきましては、平成19年度に、本人、保護者の方は給食を停めたと主張しておりますが、学校のほうに問合せをしても、当時の書類も残っておりませんし、人も入れ替わっていて確認ができませんので、本人の主張どおりに停めたということで進めさせていただきました。以上でございます。

○教育長 ほかに質疑ございますでしょうか。

(質疑なし)

以上で、報告事項、令和元年度羽村・瑞穂地区学校給食センター給食費不納欠損処分についてを終了いたします。

暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

午後1時41分 再開

○教育長 会議を再開します。

これをもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて、令和2年第2回羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会(定例会)を閉会いたします。たいへんご苦労さまでした。

以上、会議の経過(概要)を記載し、その相違のないことを証するために、ここに署名いたします。

令和2年4月10日

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

教育長

羽村・瑞穂地区学校給食組合教育委員会

委員